

「少年法等の一部を改正する法律案」可決・成立に抗議する緊急声明

本日、「少年法等の一部を改正する法律案」（以下「改正案」という。）が参議院本会議で可決・成立したことに對し、以下のとおり抗議する。

1 国会審議経過の問題点

本年4月23日の参議院本会議において菅総理大臣は「改正案は現行少年法の制度に問題があることを理由とするものではなく」「民法の成年年齢の引下げなどの社会情勢の変化がある一方、成長途上にあり、可塑性を有する存在であることも踏まえ、少年法においても、その立場に応じた取り扱いをすることが適当」と述べている。

今国会の審議を通じて、教育的・福祉的処遇に基づく少年司法が刑罰を前提とする刑事司法に比べて非行少年の立直りと再犯防止に有効に機能してきたこと、改正の根拠は民法の成年年齢引下げに合わせるという政策的判断のみであること、18・19歳について成長途上で可塑性を有する（変わり得る）存在と認めながらも刑事責任を取らせる姿勢を強調するという矛盾や、家庭裁判所や少年鑑別所・少年院等において非行少年の立直りを担当している職員・関係者など現場の意見や経験を十分に汲み上げていないことが明らかになった。

2 18・19歳の少年に与える影響

改正案では第5章「特定少年の特例」を新設し、少年法の中に18・19歳を「特定少年」と位置づけて17歳以下の少年と区別している。刑罰の面でも保護処分の面でも「特例」が定められており、第1章、とりわけ第1条（少年法の目的）や第22条（手続きの原則）に反する扱いを認めている。これは、実質的に少年法適用年齢を引き下げたに等しい内容である。

（1）刑事裁判対象事件の範囲拡大

非行の背景には虐待や貧困等、子ども期の成長発達を阻害する要因があることは統計上明らかである。少年法はこれまで、少年の育ってきた社会的背景を科学的調査によって解明し、要保護性（再非行や更生の可能性から考える保護の必要性・相当性）を見極め、少年の個別的事情に応じて必要な教育的・福祉的処遇（個別処遇）を行い、効果的な対応を果たしてきた。

しかし、改正案では、原則として検察官に送致する（少年を刑事裁判にかける）対象範囲を「短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」にまで拡大する。これによって刑事裁判の対象件数が大幅に増加することになる。行為内容を重視して検察官送致の対象範囲を拡大することで、個別処遇によるきめ細かな対応をとることを著しく困難にするおそれが高い。

（2）刑事事件の特例を適用しない

現行少年法では、他の被疑者・被告人との取扱いの分離（49条）、不定期刑（52条）、資格制限排除規定（60条）など、刑事事件になった場合であっても、少年の健全な育成のために特例を設けている。

しかし、改正案は、18・19歳についてその特例の適用を完全に排除する。これは、罪を犯すときに18・19歳の少年の場合のみならず、処分の時に18歳を超える17歳以下の少年にも及

ぶのであって、その悪影響は計り知れない。少年の健全育成ないし少年の成長発達権保障という少年法の目的（1条）は18・19歳にも及ぶにもかかわらず、それを具体化するための規定がまるごと適用されないのは論理矛盾である。

（3）起訴された場合、推知報道の禁止を解除する

61条は少年の推知報道（実名等の報道）によって更生の機会を奪わないための規定である。これは、罪を犯した少年だけでなく、少年のときに罪を犯した場合にも適用されている。推知報道の禁止は第1条（目的）によって保障された特例に直接根拠があり、適用除外することはそもそも論理矛盾である。改正案は、無罪の可能性のある起訴段階での推知報道を解禁するものであって、一度報道された内容が不可逆的に残り続ける問題（「忘れられる権利」の保障が必要となる状況）に加え、いったん刑事事件として起訴された場合であっても審理の結果、再度家庭裁判所に戻され保護処分を受ける場合がある（55条）ことを見過ごしており、欠陥法の典型と言わなければならない。

（4）外国籍少年の退去強制がより高まる

原則検察官送致の対象が拡大されると、外国籍少年は退去強制の対象となる可能性がより高まる。今国会で並行して審議されていた「出入国管理及び難民認定法及び関連法の改正案」では、「無期若しくは1年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者」は原則として在留特別許可をしないとしていた。同法案は今国会では事実上の廃案となったが、その内容と少年法改正案とを併せて考えれば、外国籍の少年は、たとえ日本に生まれ育ち、日本に生活の基盤をもつ場合であっても、退去強制を余儀なくされる事態となる。

3 少年司法全体に与える影響—「犯情」の導入

刑事裁判では「犯情（犯罪行為の内容等）」が量刑を決めるにあたっての基本とされている。つまり、被告人がおこなった犯罪行為に応じた刑罰を科すという考え方を刑事裁判では採用している。その「犯情」という考え方が改正案に導入され、「特定少年」について保護処分を決定する際に「犯情の軽重を考慮」することを要求している。このことは、家庭裁判所や少年鑑別所における調査・鑑別・処遇における非行事実（非行の内容等）の重視を意味し、相対的に要保護性に対する調査・鑑別・処遇の低下に繋がることを意味する。非行少年の背景事情には目をふさぎ、要保護性を十分に掘り下げない傾向が進めば、17歳以下の少年に対する調査・鑑別・処遇にも悪影響が生じる。

4 さいごに

このように、改正案は18・19歳に対する厳罰化であると同時に、少年法の目的およびそれを支える具体的処遇の後退に繋がる非常に大掛かりな改正である。少年司法現場の運用や報道機関の判断に丸投げされたかのような附帯決議を含む法案成立に対して、強く抗議する。

なお、附則には5年後の見直しに関する規定が盛り込まれている。5年後の見直しにあたっては、今回の改正案が厳しく査定されなければならない。

2021年5月21日

少年法「改正」に反対する市民の会

呼びかけ人（五十音順）25名

石井 小夜子（弁護士・子どもと法・21）
大塚 正之（弁護士）
大谷 恭子（弁護士）
岡田 行雄（熊本大学教授）
片山 徒有（被害者と司法を考える会代表・衆議院法務委員会参考人）
川村 百合（弁護士・参議院法務委員会参考人）
草場 裕之（弁護士）
斉藤 豊治（甲南大学名誉教授・弁護士）
佐々木 光明（神戸学院大学教授）
佐藤 由美子（人の泉・オープンスペース Be! 代表・精神保健福祉士）
鄭 裕静（青山学院大学非常勤講師）
滝沢 雪子（社会福祉法人カリヨン子どもセンター・社会福祉士・精神保健福祉士）
多田 元（もと家庭裁判所裁判官・弁護士）
坪井 節子（弁護士）
寺出 壽美子（日本子どもソーシャルワーク協会 ソーシャルワーカー）
戸舘 正憲（元裁判官・弁護士）
新倉 修（青山学院大学名誉教授・弁護士）
野口 善國（弁護士）
八田 次郎（元少年院長）
藤原 直子（社会福祉士・子どもと法・21）
本庄 武（一橋大学教授）
三好 洋子（社会福祉法人青少年と共に歩む会理事・憩いの家非常勤スタッフ）
村中 貴之（弁護士）
横山 勝（元家裁調査官・全司法労働組合少年法対策委員会・日本子どもを守る会）
吉田 朋弘（弁護士・子どもと法・21）

賛同人（順不同）（341名）

賛同団体 8団体